

令和3年6月21日

保護者様

京都市立西京極小学校
校長 進藤 弓枝

「緊急事態宣言」解除後の学校行事等について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

この度、京都府全域への緊急事態宣言が解除されるとともに、新たに京都府知事から令和3年7月11日までを期間とする「まん延防止等重点措置」が要請されました。

これを受けまして、文部科学省の示すガイドライン等に基づき、感染症対策を十分に講じたうえで水泳学習を実施するよう教育委員会から通知があつたため、本校においても、6月23日（水）から水泳学習を順次実施することといたします。

7月までに予定していた学校行事につきまして、引き続き感染症防止対策の徹底を行いながら、以下のように実施してまいります。

また、各ご家庭でも感染症拡大防止のため、以下の点にご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

I 今後の主な学校行事について

・6月23日（水）・・・水泳学習開始

⇒23日（水）から1・2・3年生、育成学級の低水位での水慣れを開始し、28日（月）から全学年での水泳学習を順次開始します。

・6月26日（土）・・・休日参観 ⇨ 延期

⇒9月4日（土）に延期しております。

6月26日（土）は学校はお休みです。6月28日（月）は学校があります。

・7月6日（火）～7月7日（水）・・・5・6年 花背山の家宿泊学習

⇒5・6年同日で実施いたします。それに伴い、7月6日（火）・7日（水）・8日（木）の3日間は、5・6年生は集団登校をしませんのであわせてお知りおきください。

・7月13日（火）～7月16日（金）・・・個人懇談会

⇒午後2時から午後5時ごろまで行います。お忙しいなかですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

・7月21日（水）・・・I学期終業式

⇒リモートにて行います。

2 ご家庭で気を付けていただきたいこと

(1) 引き続き、毎日朝晩、お子様の体温を測定し、発熱や咳などの風邪の症状はないか等、健康観察を行い、その結果を添付の「健康観察票」に御記入ください。本票は必要に応じて学校に提出していただく場合がありますので、1ヶ月程度は大切に保管してください。

また、保護者の皆様も、お子様と一緒に毎日の健康観察にお取り組みいただき、ご家族で保健衛生の取組を進めさせていただくことをお願いいたします。

(2) 登校される際は、必ず「健康観察票」を持参させてください。

登校前の健康観察で発熱等の風邪症状がみられた場合は、学校に連絡のうえ、感染拡大防止のため、必ず登校を控えて自宅で休養させてください。

また、同居のご家族に風邪症状等が見られる場合も、お子様の登校は控えていただくよう、ご協力をお願いいたします。

(3) お子様やご家族に発熱や体がだるい・のどが痛いなどの風邪症状があるときは、かかりつけ医など身近な医療機関（地域の診療所、病院）に、まず電話で相談してください。

休日・夜間など受診できる医療機関がない場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」（電話414-5487、365日24時間受付）に連絡してください。

お子様に少なくとも以下のいずれかの症状がある場合は、すぐに医療機関に電話でご相談いただくとともに、学校（電話313-1319）へお知らせください。

- 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
(症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。)
- 基礎疾患があるなど重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている。

(4) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校（電話313-1319）へ連絡してください。また、保健所等からお子様の自宅待機について要請があった場合は、登校を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様や同居されているご家族に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- ご家族などが感染され、お子様や同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

(5) 放課後におうちで遊ぶこともあるかと思います。その際は、子どもたち同士の距離やマスクの着用、手洗い・うがい、部屋の換気などに気を付けていただき、三密（密閉、密集、密接）を避けることができるよう、感染拡大防止のためご家庭でもご配慮をよろしくお願ひいたします。

令和3年6月21日
京都市立西京極小学校

水泳授業における感染対策について

水泳授業の実施にあたっては、以下の感染対策を徹底します。

- ・毎朝の検温や健康観察により健康状態を確認し、体調が優れない児童生徒の参加は見合せます。
- ・更衣室のドアノブ、スイッチ、ロッカーやシャワー、洗眼器の水栓など児童生徒が手を触れる箇所は適宜消毒を行います。
- ・更衣について、男子は自教室、女子は更衣室を使用することとし、(一斉に使用せず)少人数の利用にとどめ、利用の前後には手洗いを徹底します。
- ・更衣時、授業時における不必要な会話や発声を行わないように指導します。
- ・タオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないように指導します。
- ・プールの遊離残留塩素濃度を学校環境衛生基準に基く濃度に保ちます。
(濃度が適切に管理されていれば、水中感染のリスクは低いとされています。)
- ・プール内では密集しないよう、一斉に大人数が入らないようにし、プールサイドにおいても児童生徒の間隔はできるだけ2m程度保つようにします。
- ・児童生徒の健康と安全を最優先に、プール内、プールサイドにおける密集を避けるため、
①学級で実施します。そのため、授業時間数が例年より少なくなることがあります。
- ・昨年度は実技が未実施のため、児童生徒の様子を確認しながら水に慣れるまでの時間を十分に確保し、緩やかな運動から徐々に取り組みます。
- ・手をつないだり、体を支えたりするなど、密接する活動は避けるようにします。
- ・健康上の不安等により水泳授業を見学する場合において、不利益を生じないよう適切に対応いたしますので、不明な点がございましたらご相談ください。
- ・授業を見学する場合、気温が高い日などは熱中症にならないよう、日陰での見学や、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離をできるだけ2m程度確保するようにします。